

④ 定款の変更

1 定款の変更（法第25条、第26条）

NPO法人が定款を変更するには、所轄庁の認証を受けなければなりません。（法第25条第3項）

ただし、以下の表右にある定款変更の届出で足りる場合につきましては、変更後に定款変更届出書（p4-6）を提出してください。

なお、認証が必要な事項（以下、「認証事項」という。）と届出で足りる事項（以下、「届出事項」という。）が混在する定款の変更について、それぞれを別々に提出するか、まとめて変更認証申請書として提出するか、法人が選択できます。（p4-8）

定款変更の認証が必要な場合（認証事項）	定款変更の届出で足りる場合（届出事項）
主たる事務所及びその他の事務所の所在地 （所轄庁変更を伴うものに限る）	主たる事務所及びその他の事務所の所在地 （所轄庁変更を伴わないもの）
役員に関する事項 （役員の定数に係るものを除く）	役員に関する事項 （役員の定数の変更）
解散に関する事項 （残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）	解散に関する事項 （残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）
目的	資産に関する事項
名称	会計に関する事項
特定非営利活動及び活動に係る事業の種類	事業年度
社員の資格の得喪に関する事項	公告の方法
会議に関する事項	法11条第1項各号にない事項 （合併に関する事項、職員に関する事項、 賛助会員、顧問等に関する事項等）
その他の事業に関する事項	
定款の変更に関する事項	

2 認証が必要な場合の定款変更

定款変更の認証申請を行うには、定款で定めるところにより総会の議決を経たうえで、下表の書類を提出してください。

(1) 提出書類

① 定款変更認証申請時

提出書類	提出部数	手引き 参照頁
定款変更認証申請書	1	4-4
変更後の定款	1	
定款の変更を議決した総会の議事録の写し	1	4-5

② 上記①のほか、事業の変更を伴う場合

提出書類	提出部数	手引き参照頁
事業計画書（定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度）	1	設立2-32
活動予算書（定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度）	1	設立2-33

③ 上記①②のほか、所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合

提出書類	提出部数	手引き参照頁
役員名簿	1	設立2-25
確認書	1	設立2-28
前事業年度の事業報告書	1	2-4
活動計算書	1	2-5
貸借対照表	1	2-9
財産目録	1	2-10
年間役員名簿	1	2-27
前事業年度の社員名簿	1	2-28

(2) 認証申請の受理、公表、縦覧

提出書類に漏れがなければ、申請書は受理されます。申請の受理後、申請があった旨をインターネット等で公表するとともに、受理の日から2週間、定款等を一般の縦覧に供します。

受理後の申請書類における軽微な不備（内容の同一性を失わないものであり、かつ明白な誤記又は記載漏れに係るもの）の補正につきましては、補正申立書（設立編 p 2-8）を所轄庁が申請書を受理した日から1週間を経過するまでの間に限り認められます。

公表、縦覧については、設立認証の場合と同様です。（設立編 p 2-3参照）

(3) 認証・不認証の決定

2週間の縦覧期間の満了後、書面審査を行い、2か月以内に認証・不認証の決定を行い、通知します（不認証の場合は理由を付して通知）。

(4) 定款変更に伴う登記

特定非営利活動の種類、事業の種類などは登記事項ですので、これらを変更した場合には変更登記（p 3-1参照）を行ってください。変更登記後、遅滞なく次の書類を提出してください。

提出書類	提出部数	手引き参照頁
定款変更に係る登記完了届出書	1	4-7
登記事項証明書	1	

3 届出で足りる場合の定款変更

定款変更の届出で足りる場合については、次の書類を提出してください。

提出書類	提出部数	手引き参照頁
定款変更届出書	1	4-6
変更後の定款	1	
当該定款の変更を議決した社員総会議事録の写し	1	4-5

登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります。登記完了後、公開書類提出書（p3-4参照）と次の書類を提出してください。

提出書類	提出部数	手引き参照頁
定款変更に係る登記完了届出書	1	4-7
登記事項証明書	1	

4 所轄庁の変更を伴う定款変更認証

事務所の移転により所轄庁が変更となる場合には、定款変更認証申請の手続きが必要となります。

変更前の所轄庁	変更の内容	変更後の所轄庁
静岡県 (沼津市のみ に事務所を有する法人)	静岡市又は浜松市に主たる事務所を移転	静岡市又は浜松市
	静岡県外に主たる事務所を移転	移転先の都道府県 又は政令指定都市

5 所管の変更を伴う定款変更届

事務所の移転等により、所管が変更となる場合には、定款変更届の手続きが必要となります。

変更前の所管	変更の内容	変更後の所管
沼津市 (沼津市のみ に事務所を有する法人)	静岡県内（静岡市、浜松市、富士市、掛川市、磐田市及び藤枝市を除く）に事務所を移転	静岡県
	静岡市、浜松市、富士市、掛川市、磐田市又は藤枝市に事務所を移転	移転先の市
	静岡県内外に事務所を増設	静岡県

記 載 例

第6号様式（第8条第1項関係）

定 款 変 更 認 証 申 請 書

○年 ○月 ○日

沼津市長

所轄庁の変更を伴う場合は、変更後の所轄庁あて

主たる事務所の所在地 ○○市○○町○丁目○番○号
 名 称 特定非営利活動法人 ○○○○
 代 表 者 氏 名 ○○ ○○
 電 話 番 号 ○○○○-○○-○○○○
 メ ー ル ア ド レ ス ○○○@○○○.○○

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後
(○○○○) 第○条 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	(○○○○) 第○条 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲○○○○ 附則 この定款は認証の日（ 年 月 日） から施行する。

2 変更の理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

変更箇所は変更前・後とも下線等以示すと分かりやすい。

改正の経緯がわかるよう、改正附則を入れるのが望ましい。

(関係書類)

省略

(議事録作成例)

特定非営利活動法人 ○○○○○ 総 会 議 事 録

- 1 開催日時 ○○年○○月○○日 ○時
- 2 場 所 ○○市○○町 ○○会議室
- 3 正会員総数 ○○人
- 4 出席正会員数 ○○人 (うち書面表決者○人、委任状提出者○人)
- 5 審議事項

定款上記載されている総会出席者定数に留意すること

- 第1号議案 特定非営利活動法人○○○○○○○ 定款変更承認の件
- 第2号議案 ○○○○○○
- 第3号議案 ○○○○○○
- 第4号議案 ○○○○○○

- 6 議事の経過の概要及び議決の結果
議長として○○○○が、議事録署名人として△△△△、××××が選出された。

第1号議案 特定非営利活動法人○○○○○○定款変更案承認の件
議長より、定款案を配布し、逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

以下提出議案の順に従って、議案ごとに質疑応答の要旨、経過、結果などを具体的に明記すること。また、認証申請に伴い生ずる申請書類の字句等の修正について、代表者に委任する旨の附帯決議をすることが適当である。

以上をもって議事全部を終了し、○時○分閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

○年 ○月 ○日

定款で定められた方法により記載する。
(例：署名、署名押印、記名、記名押印)

議 長 氏 名
議事録署名人 氏 名
議事録署名人 氏 名

* 原本は法人事務所に備え置き、申請時には写しを提出する。

記 載 例

第9号様式（第10条関係）

定 款 変 更 届 出 書

○年 ○月 ○日

沼津市長

* 静岡県内で事務所が変更し所管が変更になる場合は変更後の所管あて

主たる事務所の所在地 ○○市○○町○丁目○番○号
名 称 特定非営利活動法人 ○○○○
代 表 者 氏 名 ○○ ○○
電 話 番 号 ○○○-○○○-○○○○
メ ー ル ア ド レ ス ○○○@○○○.○○

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後
(事務所) 第3条 この法人は、主たる事務所を静岡県 <u>沼津市○○町○番○号</u> に置く。	(事務所) 第3条 この法人は、主たる事務所を静岡県 <u>三島市□□町□番□号</u> に置く。 附則 <u>この定款は、 年 月 日から施行</u> <u>する。</u>

変更箇所は下線等で示すと
分かりやすい

2 変更の理由

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3 変更の時期

○年 ○月 ○日

定款変更を行った総会の日又は
総会で決定された定款変更の日

記 載 例

第9の2号様式（第10条関係）

定款変更に係る登記完了届出書

○年 ○月 ○日

沼津市長

所轄庁の変更を伴う場合は、変更後の所轄庁あて

主たる事務所の所在地 ○○市○○町○丁目○番○号
名 称 特定非営利活動法人 ○○○○○
代 表 者 氏 名 ○○ ○○
電 話 番 号 ○○○○-○○-○○○○
メ ー ル ア ド レ ス ○○○@○○○.○○

定款変更に係る登記が完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます

登記年月日

○年 ○月 ○日

「届出事項」と「認証事項」を同時に定款変更した場合の取扱い

【設定】

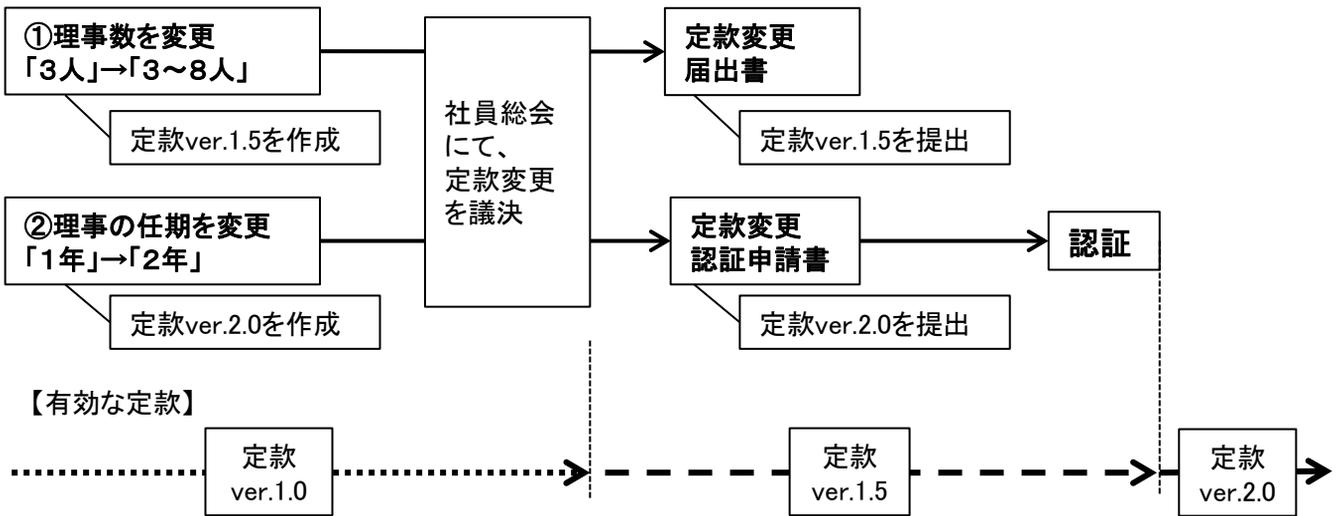
- ・①理事数を「3人」→「3～8人」に変更し、同時に②理事の任期を「1年」→「2年」に変更する。
- ・①の変更は、役員に関する事項のため、「届出事項」に該当する。
- ・②の変更は、役員に関する事項のため、「認証事項」に該当する。

【定義】

- ・定款ver.1.0: 変更前の定款 (理事数「3人」、任期「1年」)
- ・定款ver.1.5: ①の届出事項のみ変更した定款 (理事数「3～8人」、任期「1年」)
- ・定款ver.2.0: ①及び②を変更した定款 (理事数「3～8人」、任期「2年」)

手法1: 定款変更届出書と定款変更認証申請書をそれぞれ提出

- メリット : ①の変更事項が早期に有効となる(総会以降理事増員可)
 デメリット: 2種類の定款(ver.1.5/ver.2.0)が必要



手法2: 定款変更認証申請書に一本化して提出

- メリット : 1種類の定款(ver.2.0)で済む
 デメリット: 届出事項が有効となるのは、認証された時から(認証されるまで理事は3人)
 定款ver.2.0が不認証となる場合、届出事項も無効となる

